

奈良県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新町土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	岡本 洋方	葛城市新町六〇
〃	島田 崇	〃 八四
〃	花内 偉光	〃 八五
〃	花内 敏雄	〃 一一七―三
〃	森岡 偉晃	〃 四六―七
監事	島田 雄司	〃 八一―一
〃	稲田 昌克	〃 六八―九

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	扇田 潤一	葛城市新町六四
〃	谷原 眞人	〃 九三
〃	堀内 隆教	〃 一一七―二
〃	北田 勝彦	〃 五四
〃	稲田 彰久	〃 一三二―一
監事	岡本 洋方	〃 六〇
〃	稲田 昌克	〃 六八―九